

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

無意識の健康づくりを始めとする健康ライフ実現プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3 地域再生計画の区域

青森県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本県の食塩摂取量（平成28年：男性11.3g 女性9.7g）は全国（平成28年：男性10.8g 女性9.2g）よりも高く、またスポーツ実施率（平成30年度：41.2%）は全国平均（平成29年度：51.5%）を下回っており、肥満傾向児出現率（平成29年度：7歳男子9.55% 女子10.54%）は全国（平成29年度：7歳男子5.65% 女子5.24%）より高い状態が続いている。

「無意識の健康づくり」に取り組むにあたり、「これを改善すれば」という特効薬は見当たらないが、普段の食事や運動を通じて生活習慣が改善されていく環境をつくることが重要であり、また、高い肥満傾向児出現率などを踏まえると、子どものうちから習慣づける環境を整える必要がある。

本県では、従業員の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践する事業所を「青森県健康経営事業所」とし、平成30年9月時点で117事業所を認定している。こういった組織による、半ば強制的な環境の整備も「意識せずに」という観点から有効と考えられるが、8割が建設業関係と業種に偏りがあり、各事業所での「無意識の健康づくり」の促進と併せ、多業種への拡大が重要となっている。

本県の就業者の12.4%を占める第一次産業就業者は、他産業に比べ高齢者の割

合が高く、生涯現役の就業スタイルから、健康の維持が生業の持続に直結するところであるが、男性の産業別年齢調整死亡率（平成27年度：人口10万対）を見ると、第一次産業就業者の死亡率（471.6）は、第二次（367.3）、第三次（355.4）と比較すると高い状態にある。

農協、漁協には、組合員の健康づくりを担当する専門の部署がなく、組織的な健康づくりが難しいことが要因の一つと考えられる。一方で、それぞれの女性部では、健康づくりへの意識・関心が高く、独自の取組も見られることから、女性主導による、組織的な健康づくり推進の可能性が期待される場所である。

平均寿命最下位という大きな課題は、これを克服するための様々な取組がライフ（医療・健康・福祉）関連産業における新産業の創出につながるチャンスでもあることから、参入メリットを強調しながら、医工連携の推進、ヘルスケアサービスの創出、あおもりPG（プロテオグリカン）を始めとする機能性素材の活用について、民間主導の製品開発促進、販路拡大、推進体制の強化を促すことも環境を整備する上で重要な要素である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本県の平均寿命は、男女とも全国最下位（男性は1975年から9回連続、女性は1995年から5回連続）。また、がんによる75歳未満年齢調整死亡率についても、同様に最下位が続いている状況。

要因としては、働き盛り世代の早世や、基幹産業の第一次産業就業者の死亡率が高いこと、脳血管疾患や心疾患など循環器病による死亡率が男女とも高いほか、糖尿病による死亡率が全国最下位レベルで低迷している。（平成26年～28年はワースト1位）

本県では、全国最下位からの脱却をめざし、これまでも取組を進めてきたが、意識の高い一部の層では改善がみられるものの、全体の改善率は低調で、大多数の無関心層にいかに関心を持っていくかが課題となっている。

本事業では、発想を転換し、個人の行動の変容を期待するのではなく、日常の環境から変えてしまうという視点に立ち、無関心層が「無意識に」（意識的

に行動しなくても)健康になれる環境づくりに取り組むことで、健康長寿県の実現をめざすものである。

【数値目標】

| K P I | 事業開始前 (現時点) | 2019年度増加分 1年目 | 2020年度増加分 2年目 |
|---|----------------|------------------|------------------|
| 特定健康診査受診者のうちメタボリック ・シンドロームの該当者及びその予備 群の割合(減少率)(%) | 0 | 1.6 | 1.6 |
| 「あおりヘルシーライフフード」商品 開発数(個) | 0 | 3 | 3 |
| 健康経営に取り組む事業所数(事業所) | 95 | 80 | 100 |
| 特定健康診査の実施率(%) | 45.1 | 5.72 | 5.72 |

| 2021年度増加分 3年目 | KPI増加分 の累計 |
|------------------|---------------|
| 1.6 | 4.8 |
| 3 | 9 |
| 100 | 280 |
| 5.72 | 17.16 |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

無意識の健康づくりを始めとする健康ライフ実現プロジェクト

③ 事業の内容

【無意識に健康になれる環境づくり】

(1) 食で健康

だしや野菜を活用した減塩運動の普及拡大や「あおもりヘルシーライフフード（※）」など時短・簡便かつ健康増進に寄与する加工食品の開発・販売促進、糖質やアレルギー物質、素材などに着目し、健康を意識したスイーツの開発やりんごの食習慣づくり等に取り組む。

(2) 運動で健康

幼少期からの望ましい運動習慣、食習慣の定着に向けた地域単位での体制づくりを支援するほか、特にスポーツ実施率が低くなっている20代～30代の保護者や高齢者について、子どもと一緒に運動する機会を提供することで、継続的に運動するきっかけづくりを行うなど、スポーツを通じた健康づくりの気運醸成に取り組む。

【ヘルスリテラシーが自然と身につく職場環境づくり】

幅広い業種における健康経営の普及拡大、農協、漁協の女性部と連携した女性主導での健康づくりの推進、血圧・脈拍の自己測定の重要性の普及啓発、糖尿病の正しい知識の浸透など、職場でヘルスリテラシーが自然と身につく環境づくりに取り組む。

【ライフ関連産業の振興】

本県の優位性を生かしたライフ関連産業の創出と集積による地域経済の成長促進を加速化させるための「青森ライフイノベーション戦略セカンドステージ」の総仕上げに向けて、医療福祉機器開発に向けた研究開発促進、地域医療等の課題解決や健康寿命の延伸に向けたヘルスケアサービスモデルの構築、地域資源を生かした健康・美容分野における商品開発、プロテオグリカンの認知度向上や販路拡大等に取り組む。

(※) あおもりヘルシーライフフード：県内企業が製造する、健康機能性を持ち、簡便・時短等のライフスタイルニーズに対応した県産食材加工品のこと。減塩や糖質・脂質低減などを無理なく生活に取り入れ、無意識のうちに（ライフスタイルを変えずに）健康になる環境づくりの一環で、県が平成31年度から新規に開発支援に取り組むもの。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

無意識の健康づくりを進める環境整備について、初期段階において健康志向商品等のモデル開発を県が支援・周知することにより、民間企業の参画を促す。モデル商品の認知が進み、商品数や販売額が増えてくる段階で、民間企業による自発的な商品化・販路拡大の取組へと徐々に移行し、県の関与は少なくなっていくことが見込まれる。

県が啓発、インセンティブの付与などを行い健康経営に取り組む事業所が増えることで、従業員の健康管理や健康づくりを実践する企業・団体を中心に、青森県医師会健やか力推進センターが実施する研修やセミナー等に対するニーズが高まり、企業・団体等から応分の負担を得ながら、事業を継続していくことを見込んでいる。

【官民協働】

県は、無意識の健康づくりや健康経営の概念やメリットを周知するとともに、持続可能な仕組みづくりに取り組むほか、民間企業等の参画を促進する役割を担う。民間企業等は、県の施策の方向性を踏まえながら、県民の健康づくりに役立つ商品・サービスの開発・提供や、従業員の積極的な健康管理に取り組む。

【地域間連携】

平均寿命全国最下位の課題は、県内全市町村共通の課題（ワースト50に

県内40市町村のうち31市町村がランクイン) となっている。県は広く県民を対象に減塩・健康志向食品等の普及をはじめ、無意識の健康づくりを推進するための環境づくりに取り組むほか、各市町村内で活用可能なツールの作成や横展開を図るための取組事例の提示など、市町村の主体的な取組の支援を行う。

また、各市町村が、県の取組と連携しながら、地域の実情に即した独自の取組を併せて実施することで、県内全域における健康づくりの裾野の拡大につなげるものである。

【政策間連携】

県民の健康寿命が延伸し、元気に長く働く人が増えることで、人口減少に伴う大きな課題である労働力の確保につながることが期待される。

無意識の健康づくりの普及・定着により減塩、減脂質、減糖質商品などに対する需要が増加し、県内企業による商品・サービスの開発・提供が進むことで、県内経済の活性化（雇用の創出、製造品出荷額の増など）につながることが期待される。

組織的な健康づくりに取り組む企業が増えることで、職場環境の向上や働き方の見直しが図られ、誰もが働きやすい青森県づくりにつながるとともに、県内企業のイメージが向上することで、高校生や大学生の県内就職率の向上やUIJターン就職の増加にも寄与することが期待される。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4－2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

本県で行っている基本計画のマネジメントサイクル（政策・施策の自己点検や外部有識者で構成する附属機関（総合計画審議会）での検証などを一体的に行うもの）の中で、各事業の取組やK P I、総合戦略の基本目標

等の状況などについて点検・検証する。（時期：毎年3月～6月）

【外部組織の参画者】

高等教育機関（弘前大学等）、JETRO青森、日本労働組合総連合会青森県連合会、金融機関（日本銀行青森支店、青森銀行等）、職能団体（医師会等）、経済団体（青森商工会議所等）、生産者団体（農協・漁協、青森県Vic・ウーマンの会等）、民間企業、NPO法人等の学識経験者で構成する青森県総合計画審議会委員（定数31名以内）による検証を行う。

【検証結果の公表の方法】

青森県総合計画審議会は原則公開で行い、審議内容もHPで公表する。
また、点検・検証等の結果はアウトルックレポートとして取りまとめ、公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 281,959千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。